

第2 清掃工場建設工事に関する調査委員会設置要綱

平成 19 年 7 月 17 日制定

(設置)

第1条 第2 清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題（以下「談合問題」という。）の事実関係について調査するとともに、今後の談合防止対策について検討するため、第2 清掃工場建設工事に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及びその結果を報告する。

- (1) 談合問題の事実関係の調査検証に関すること。
- (2) 談合問題における課題の抽出に関すること。
- (3) 今後の談合防止対策の構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、談合防止に関し必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから依頼する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他公正取引の確保に関し識見を有する者
- (2) 入札・契約制度に関し識見を有する者
- (3) 公共工事等の土木建築工事に関し識見を有する者

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 特定の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員（議事に関係のある臨時の委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会又は委員は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報償)

第6条 委員には、別に定めるところにより、報償を支給することがある。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職にある間において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったときもまた、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。